

非常災害時における岡崎市立図書館管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震並びに風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における岡崎市立中央図書館及び岡崎市立額田図書館（以下「図書館」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(施設の休館)

第2条 次の各号のいずれかに該当するときは、図書館を休館する。

- (1) 市内において震度5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき。
- (2) 市の全域にわたり避難勧告又は避難指示が発令されたとき。
- (3) 地震、台風並びにその他災害により、図書館若しくはその周辺地域に相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合において、来館者等の安全を確保するために必要と認められるとき。

2 前項の規定により図書館を休館することを決定した場合は、速やかにその旨を周知するものとする。

3 開館中において、第1項の規定により図書館を休館することを決定した場合は、来館者等に対し、速やかにその旨を周知し、その安全の確保のために必要な措置を行うものとする。

(主催事業の中止又は延期)

第3条 中央図書館長は、地震、台風並びにその他災害により、図書館若しくはその周辺地域に相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合において、参加者等の安全を確保するために、主催事業を実施することが適当でないと認められるときは、図書館が主催する各種事業（以下「主催事業」という。）を中止し、又は延期することができる。

2 主催事業の中止又は延期の決定は、主催事業の開始2時間前から終了時間までの間に行うものとする。

3 前項の規定により主催事業を中止し、又は延期することを決定した場合は、速やかにその旨を周知するものとする。

4 主催事業を、現に、開催しているときに中止、又は延期することを決定した場合は、参加者等に対し、速やかにその旨を周知し、その安全の確保のために必要な措置を行うものとする。

(委任)

第4条 この要綱の実施に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。